

森川杜園の東大寺南大門狛犬模造について

—その制作工程史料の紹介—

浅井 允晶

森川杜園の東大寺南大門狛犬模造について

幕末から明治にかけての変革期に奈良人形の制作に根ざして独特の刀法を駆使し、奈良の地を舞台に活動した彫工、森川杜園（一八二〇—一八九四）の芸術は、定評のある絵師として、また大藏流狂言の名手とうたわれた職分を併せ持つなかで形成されたものであった。その彫芸は彼自らが称するこの「三職」（三芸）の集成であったが、加えて国学の復古的・尚古的理念のもと、「古雅」に表現上の理想をもとめ、「万葉」の息吹きの再現を造形上の望みとする方向は、奈良人形における「技」と「心」を再興させる役割を果たし

た。杜園が「奈良人形中興の祖」と称される所以である。また、この厚みのある刀法が生み出した安定したフォルムに華麗な彩色を施した独特の作風が、従来の奈良人形の枠を超えて芸術性に富んだ造形領域を切り拓き、近代日本の彫刻の先駆けをなしたことも多く知られるところであろう。

こうした森川杜園の芸術についての研究は、近年著しい進展をみせている。殊に稲田奈津子氏が杜園の手になる正倉院宝物の模写・拓本類約一〇〇点を貼り交ぜた東京大学大学院工学系研究所蔵の卷子本『正

倉院御物写』八巻を世に出し、検討を重ねた一連の成果は記憶に新しい。この『正倉院御物写』には明治五年（一八七二）から同十三年（一八八〇）に至る正倉院宝物調査で作成されたものを中心に、その後の明治二十二年（一八八九）作成の「墨絵弾弓」あたりまでのもの、あるいは天保年間の模写とみられる「大膳職解」・「写疏筆墨充帳」の『日名子文書』の一部などが含まれており、多様な正倉院宝物の模写・模造に関わる杜園の制作活動の実態が浮き彫りにされてきている。杜園の活動については、正倉院宝物を含めた古美術品の模写・模造制作との関わりのなかで捉えられる明治維新以降の展開に不明な部分の多いのが実情であったが、その意味でも右の成果は杜園の画技の力量ともども実態の解明を促進する上で注目されるものといつてよい。

ところで、杜園における古美術品の模造制作は、明治六年（一八七三）東大寺真言院で開かれた展覧会に陳列された正倉院宝物「黄熟香」（蘭奢待）の原寸模

造にはじまる。この展覧会については必ずしも明らかでないが、その模造は真言院の展覧会に陳列する目的で、杜園がその前年の明治五年の秋、東大寺の龍松院公延（清水谷公延）から依頼されたものであり、「正倉院絵巻」と古梅園の「油烟墨」の形とを参考にして、明治六年五月三日に調進されるに至っている。この模造については、杜園の書き残した『三職分并入金銭記』に、調進時自ら「杜園生界一品之作物也、着色也」と書き記しているが、彼にとってはそれほど心に深くとどまるものになっていった。国学の復古的・尚古的精神を基調する杜園であることからすれば、正倉院宝物の模造という役割を担う仕事だけに、強く心を撃つたことはいまでもないところであろう。

もとより、そうした正倉院宝物の模造が杜園に委ねられたのは、彼自身のたぐい稀なる技量による。幕末から明治にかけての変革期、彼は奈良人形師・絵師・大蔵流狂言師という「三職」（三芸）の共存により経済的にもその時期を乗り越えるに至ったが、すでにこ

の時期奈良人形の制作においても盛名を馳せ、その評価は公私共に揺るぎなきものになってきていた。明治六年五月から開催されるウィーン万国博覧会への出品を「奈良県御用」として依頼されていた杜園が、「尉姥」や「狸々」・「高砂」・「邯鄲」・「実盛」・「道成寺」など十八件の奈良人形をその前年、明治五年五月に納めているのもそれを如実に示している。¹⁰

一方、それと共に杜園は、明治五年八月には明治維新後初めての正倉院開封に際して宝物の「古物写し」に奈良県側の一員として参加、またその直後には法隆寺や信貴山で寺宝の「古物写し」に従事していた。この時杜園が東大寺四聖坊で正倉院宝物の「古物写し」に従事した模様について、蛭川式胤が『奈良之筋道』明治五年八月二十二日の条に、「森川ハ写シ物二四日前より世古ノ用ニテ見ヘ申候、上手也¹¹」と記したことは、多く知られるところである。当時における絵師杜園の力量もうかがい知れよう。

ところが、これに関連して、稲田奈津子氏の紹介さ

れた杜園の手になる『正倉院御物写』第一巻の巻頭には、四方から克明に描き出された「黄熟香」（蘭奢待）の模写図が寸法や注記を添えて収録されている。これは縦三八・一センチ、横八〇五・三センチの卷子装¹²で、明治六年制作の杜園による「黄熟香」（蘭奢待）の原寸模造の制作と緊密に結びつくと考えられるが、それらが如何に関わるかについては明らかでない。これに関して稲田氏は、模写図に現状の宝物に存在する附箋「明治十年依勅切之」と切られた痕跡が描かれていないことから、模写図はそれ以前のものに見なした上で、模造に際して杜園が参考にしたという「正倉院絵巻」がそれにあたる可能性に言及し、その場合、模写図は明治五年の宝物調査時作成のものになるとする。¹³ むろん、現時点では模写図が杜園のいう「正倉院絵巻」に合致する確証はない。しかし、杜園が東大寺の龍松院公延（清水谷公延）から明治五年の秋に「黄熟香」（蘭奢待）の模造を依頼され、翌六年五月にそれが仕上がっていることからすれば、杜園が模造制作で参考とし

た「絵巻」はそれ以前に作成されたものでなければならず、また明治維新後に限っていえば、正倉院開封に伴う宝物調査や「古物写し」が明治五年八月からはじまる以上、「絵巻」の成立は明治五年八月の宝物調査時以外にあり得ないはこびとなる。とすれば、杜園の参考とした「絵巻」は、それが明治維新以前のものでない限り、『正倉院御物写』第一巻収録の杜園の手になる模写図に相当する可能性は高く、十分首肯し得る見解となろう。いずれにしても、共に杜園の手になる「黄熟香」（蘭奢待）の模写図と原寸模造品だけに、双方の緊密な関わりには注視すべきものがある。元来、杜園は模写図のみならず多くの素描、下絵を書き残したことで知られており、それにもとづいて自らの彫芸を推し進めた彫工であったが、その点からすると、それもその関わり自体を暗示させるものとなろう。模写図での克明な寸法や表面の様相についての注記の記入は、なおそうした可能性を高めるものである。

杜園がこのような「古物写し」や模造制作と結びつ

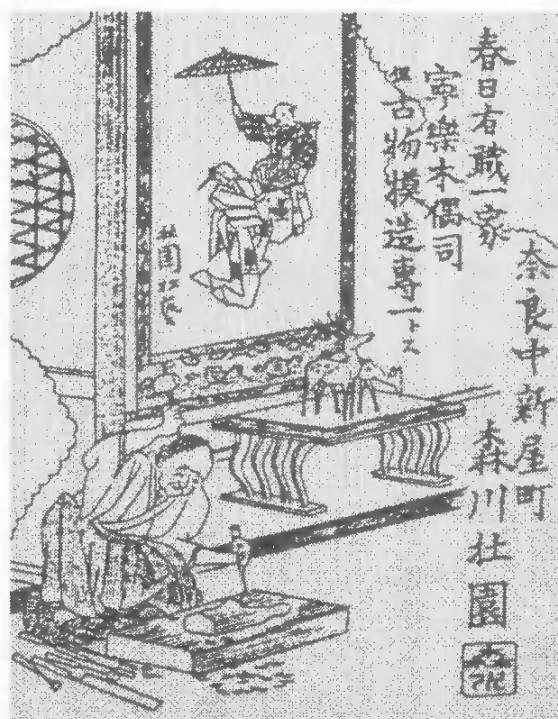
いた背景には、当時の明治新政府による文化財保護政策が存在した。明治四年（一八七二）五月「廢仏毀釈」など従前の旧物否定の流弊を憂慮し「古器旧物保存方」を布告した政府は、翌五年に文部大丞町田久成や文部省出仕蜷川式胤らをして、中部・近畿の各府県にわたる古社寺の宝物調査を実施させた。正倉院の開封の実現はこれに伴うものである。こうした方向は、町田久成らによる博覧会の開催や常設博物館建設運動に根ざしたもので、折から翌明治六年（一八七三）開催予定であった前述のウィーン万国博覧会に、わが国が参加するための参考としても必要視されていた。このような思潮のもと、古都奈良においても殖産興業・商工奨励の目的から博覧会開催の機運が高まり、前に記した明治六年の東大寺真言院での展覧会の実施におよぶのである。次いで、この流れは時の奈良県権令藤井千尋の勧めとも相俟って、翌明治七年植村久道・鳥居武平らによる奈良博覧会社の設立を具体化させ、明治八年から東大寺大仏殿とその回廊を会場に奈良博覧

会事業を開催するに至った¹⁵。この博覧会では県内の物産と共に多くの古器旧物や古美術品が公開され、明治八年、明治九年、明治十一年、明治十三年には正倉院宝物が大仏殿内に出陳されたことも知られている。そしてこの間、明治八年の第一次博覧会開催に際して蜷川式胤らによる宝物調査や模写が実施され、その後も初代博物館長に就任した町田久成の方針で、漸次それらの模写・模造が進められた。また、これに伴って奈良博覧会社では、地元の美術工芸家の力量を活かして宝物や古美術品の模写・模造を推進する独自の事業を成立させた。杜園における古美術品、とりわけ古彫刻の模造制作などへの傾斜は、これらの模写・模造事業との結びつきのなかで促進されたのである。明治八年

(一八七五)の正倉院宝物「火舎(白石火舎)」や「檜和琴」、「金銀壯横刀(金銀平文太刀拵)」などのほか、明治九年から二年余りを費やして縮尺模造した「東大寺南大門狛犬」一対や、明治十六年(一八八三)の「極楽坊聖徳太子二歳像」、「興福寺天燈鬼・龍燈鬼」、「法

隆寺(塔内)土偶」、明治十八年(一八八五)の「金峰山寺鍍金経箱」、あるいは明治二十五年(一八九二)の「法隆寺九面観音像」などは、今に伝わる模造作品として多く知られるところであろう。

しかし、このように杜園において古美術品の模写・模造に対する傾斜が強まったとはいえ、彼の彫工としての活動の全てがそうした方向に転じたわけではない。たしかに、明治十四年(一八八一)の第二回内国勸業博覧会に興福寺の龍燈鬼を模した「龍燈鬼彫像」を出品して、妙技賞牌一等を受賞し、明治二十三年(一八九〇)の第三回内国勸業博覧会にも「笑仮面」・「睡仮面」の模造で受賞するなど、杜園は自ら古美術品の模造自体に積極的に取り組む姿勢を示している。しかも、それに加えて、明治十七年(一八八四)刊行の『大名勝豪商案内記』所載の杜園の店頭図には、「春日有職一家 寧楽木偶司」但古物模造専一トス」とあり、こうした時期には彼の模造制作への志向が促進されていることも否定できない。



『大和名勝豪商案内記』所載の
森川杜園店頭の図

ところが、一方この時期においても、杜園は本来の作域を示す木彫彩色の優品を世に出してくるのである。杜園の彫芸といえは、奈良人形の制作にもとづく力感あふれる独特の刀法に華麗な彩りを添えた滋味掬すべき作品が多いが、明治八年（一八七五）の「玄亀置物」や明治十年（一八七七）の第一回内国勸業博覧会出品の「蘭陵王置物（木偶）」と「鹿の置物」、次いでその二年後の「岡田春女像」、明治十八年（一八八五）の第十次奈良博覧会出品の「大鹿置物」、さらには明

治二十年の「融置物」や明治二十二年の「福の神」に「武内宿禰像」、あるいは「橋弁慶」一対など、代表作といわれる作品がこの時期にも次々と登場するのである。明治二十六年のシカゴ・コロンブス記念万国博覧会出品の「牝牡鹿」一対についてもよく知られるところである。

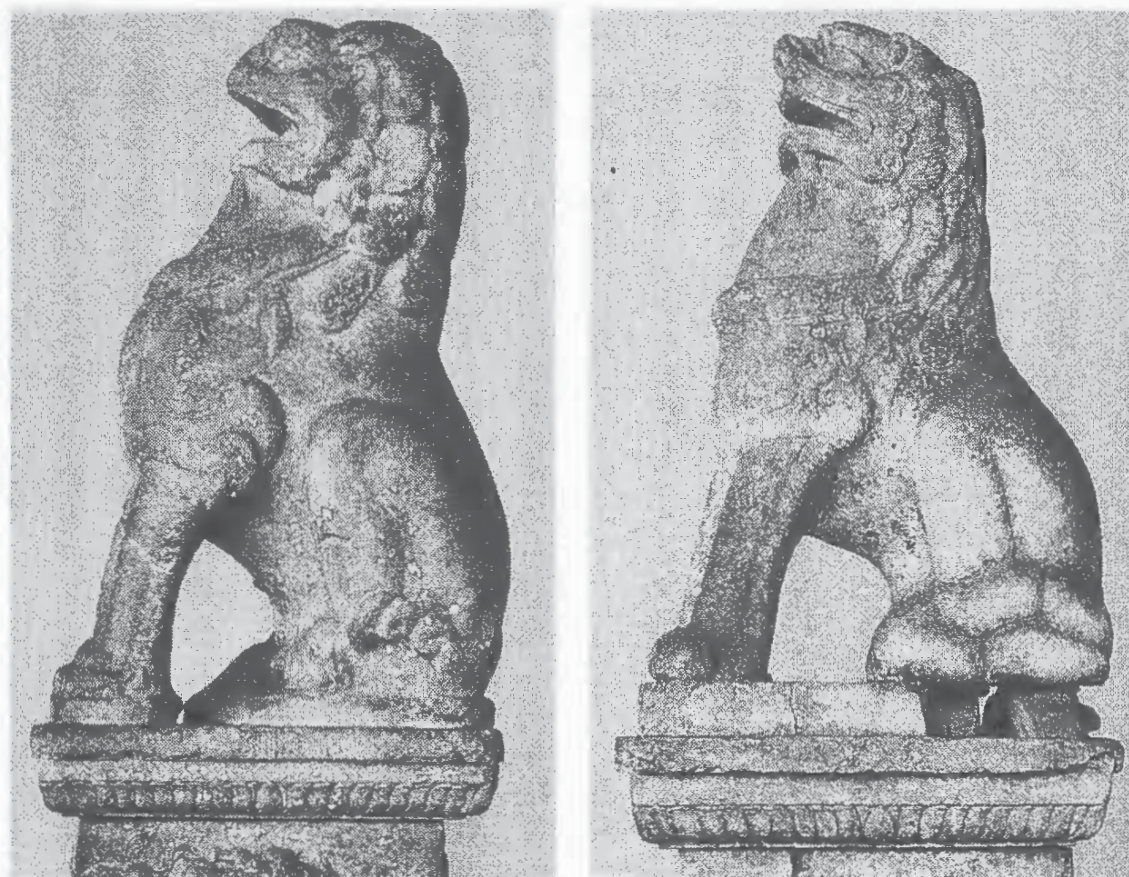
それだけに、このような推移からいえば、杜園における彫工としての制作活動の傾向は、古美術品の模写・模造に関わって以来、一見従来の制作活動から「古物模造」へ軸足を移したように見受けられるが、それはいわば、新政府による文化財保護政策や殖産興業・商工奨励を進める時代の流れのなかで杜園の技量が活用され、また杜園においても時代の変化にタイアップしつつ自己の新たな領域を誕生させたというのが実状ではなからうか。杜園が奈良人形に根ざした彫芸を進めると共に、古美術品の模写・模造に新生面を開き、新たな一分野を成立させたと理解するのが妥当であろう。明治十七年（一八八四）刊行の『大和名勝豪商案内記』

内記』所載の杜園の店頭図には、「春日有職一家 寧楽木偶司」に添えて「但古物模造専一トス」とあったことは前に記したが、右の観点からすれば、それは基盤の整った従来の奈良人形の制作に加えて、当時における「古物模造」志向を新たに標榜し、新生面の開拓を強調する姿勢を示したものといえるであろう。彼が模写・模造に傾倒するなかで正倉院宝物などの意匠を吸収し、以後自らの人形制作にその伝統的感覚を重ね合わせて用いたことは随所に認められる。その意味では、模写・模造への傾斜が単なるそれではなく、彼自身の彫芸促進に大きな影響を与える役割を果たしたことも忘れてはなるまい。

杜園における模写・模造との関わりは、彫芸促進上このように意義深いものであり、そうした活動の様相は稲田氏による『正倉院御物写』の紹介とも相俟って、近年次第に明らかにされてきている。しかし、それに反して、模造制作自体の過程や工程など、その制作の経過についてはこれまで必ずしも詳らかにされてきて

いない。ここでは、杜園の模造制作の実態を理解する手がかりの一つとして、その代表作といえる「東大寺南大門狛犬」の模造についての史料を採りあげ、翻刻・紹介することとしたい。

周知のように、「東大寺南大門狛犬」というのは、現在東大寺南大門の北側に安置される東西一對の石造の狛犬（獅子）を指す。治承四年（一一八〇）の平重衡による南都焼討ちで正倉院や三月堂を除く伽藍を焼失した東大寺は、造東大寺大勸進に起用された俊乗房重源の主導のもとで再建された。『東大寺造立供養記』¹⁶によれば、この復興造営に際して、大仏の鑄造修復などに協力した宋人陳和卿らが、中国渡来の石材を用いて建久七年（一一九六）に宋様式の石造彫刻の狛犬（獅子）を造り、中門に配したという。これが後世南大門に移されたと考えられているのがこの狛犬（獅子）で、現在重要文化財に指定されている。¹⁷ いずれも胸を張り、のけぞるように頭を上げる独特の姿で、須弥壇形の台



森川杜園模造「東大寺南大門狛犬」一対〈部分〉

(東京国立博物館蔵)

座には東方に葡萄・牡丹の唐草や玉取獅子、西方には牡丹・蓮華の唐草や迦陵頻迦と鹿の模様を浮き彫りにするが、東方の像には宋風の厳しい写実表現が見られるもの、西方のそれには若干緩和された手法が用いられるなど、その実態については未だ不明な部分があり、課題を残しているのも実情である。ただ、石造の狛犬（獅子）としてはわが国最古の貴重な作で、明治の段階においてもその存在が注視されていたのは当然であったと思われる。

この「東大寺南大門狛犬」の模造は現在東京国立博物館に所蔵されているが、その制作が杜園に依頼されたのは、明治九年（一八七六）のことであった。明治九年の杜園の『三職分并入金銭記』には、博物局の町田久成の指示により、奈良博覧会出張中の岸光景が申し入れてきた経緯も記されている。以後この模造の制作は明治十一年まで継続した。

そして、これに関しては、その間の模造制作工程などについて書き残した、杜園自身の比較的克明な記録が遺されている。記録は一つに纏められたものでなく、三つの史料に分散して収録されているが、それらの表題を示すと次のとおりとなる。

① 「明治九年丙子年一月一日

三職分并入金銭記

明治十丁丑年トモニケ年分此内ニアリ」

② 「東大寺狛犬模造此内ニアリ、

明治九子年々 同十丑年ニ至ル、

行幸此内ニアリ、表」

③ 「明治十一戊寅年一月より

三職業記

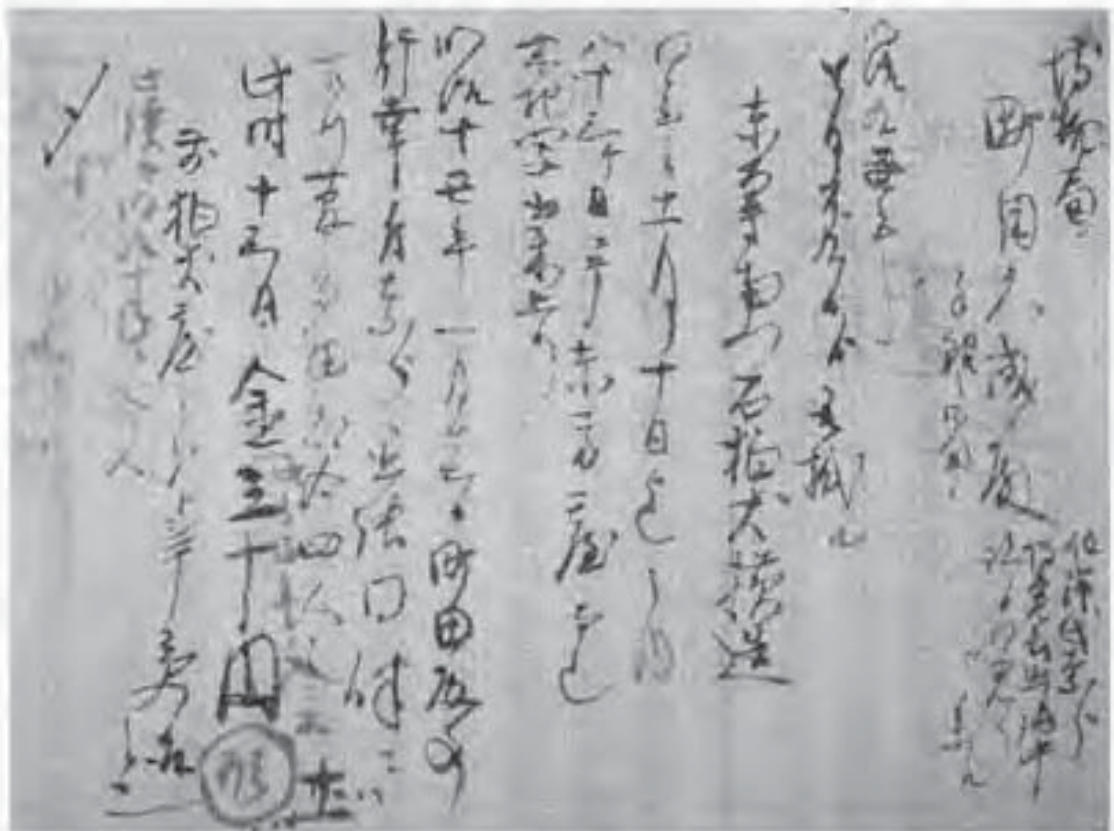
朝廷ヨリ御用御詔物、且東大寺狛犬仕上り、

且東京勸業博覧会ニ付御賞褒等此年ニ御下

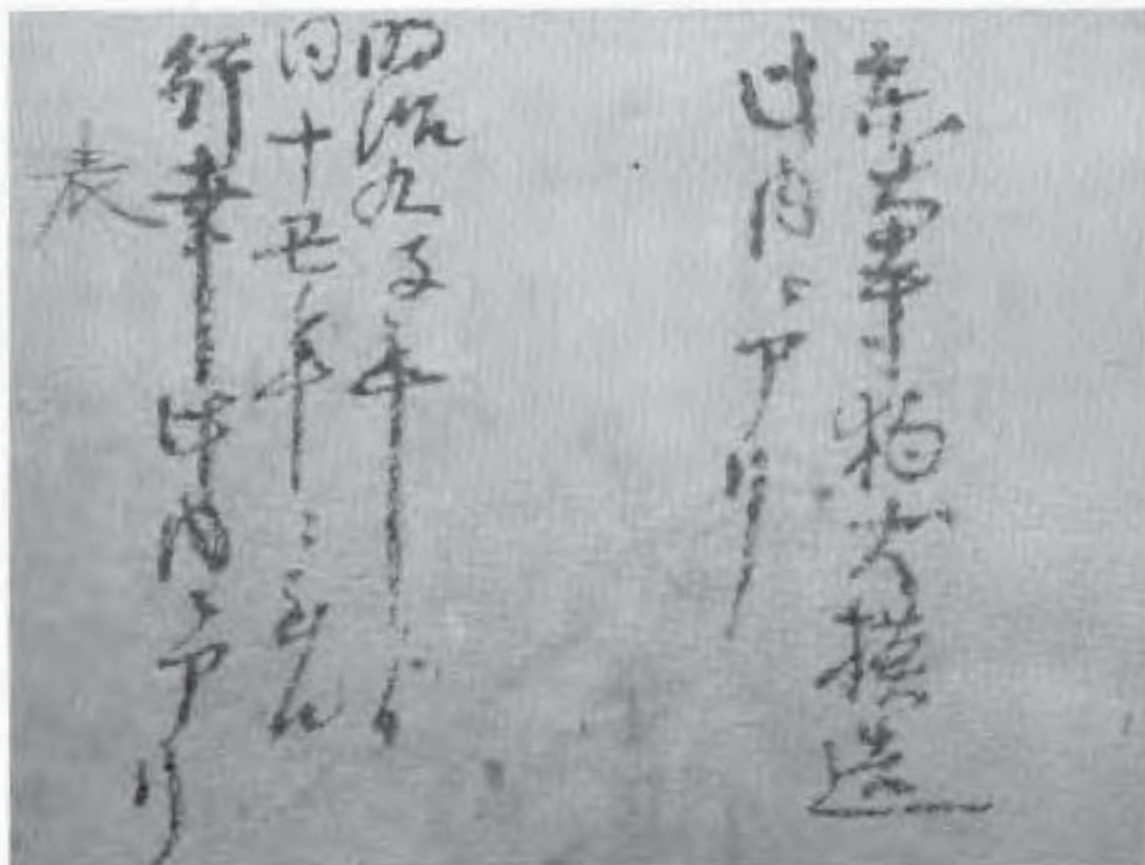
ケ之事也

（十一年十一月中之事）」

博物館の町田久成の指示で「東大寺南大門狛犬」の模造が杜園に依頼されたことは、前に記したとおり



明治9年「三職分并入金銭記」〈部分〉



明治9年・10年「東大寺狛犬模造」記録〈表紙部分〉

史料①に記されている。以後その模造に関わる内容は、断続的に史料②③を経て調進に至るまで継続する。

さて、これによれば、模造は八分の一の縮尺という注文で、その制作は先ず東側の狛犬（獅子）の台座から着手された。杜園は明治九年七月二十九日から十一月十日までの間の八十三日間、翌十年九月二十二日から十月十日までの間の十日間、同年十月十四日から十一月七日までの間の十五日間を用いて東側全体を完成させている。模写や木取、木地彫、着色などの添え書きも見えるが、仕事自体は奈良博覧会社の工房を用いて進められたようである。ただ、この間の明治九年十一月十日から翌十年九月までの間、制作には一年弱のブランクが生じている。これは明治九年十一月十一日の朝、東京から「模造見合之御状来ル」とあることに対応するものであろう。この間の事情は明らかでない。

次いで、明治十年十一月十五日西側の模造に取り

掛かった杜園は、狛犬（獅子）本体から着手し、翌明

治十一年十一月十日に至るまでの間、断続的に七十四日半従事して仕立て上げている。それらを東京の博物館へ運送すべく陸運会社に依頼したのは、東側の模造が明治十年十一月十二日、西側のそれは明治十一年十一月二十九日のことであつた。¹⁸このほか博物館からの模造料が東側・西側共いずれも四十円、一対で都合八十円となるなど、これらの史料には杜園の諸相に触れる内容も含まれている。一方、これによる限り、当初の町田久成の指示は南大門狛犬（獅子）の東側の台座だけの模造で、それがやがて狛犬（獅子）本体、次いで西側にまで波及していった形跡をうかがわせるような内容も見えるが、この点については模造制作上の今後の問題となろう。

また、それに関連して、模造制作上の縮尺技法の問題も残る。前にも触れたように、杜園の狛犬（獅子）模造は八分の一の縮尺という指示で進められていた。しかし、右の史料にはその手法について触れる部分はない。

ない。

東京美術学校教授時代の石川光明が明治三十六年（一九〇三）に述べた「石川教授の森川杜園談」¹⁹によれば、杜園が制作時の縮小や拡大に用いた比例法は、彼が独自に創作した独得の手法で、当時の西洋の技法と多く異なるものではないという。

殊に杜園氏の長とするところは古刻器物の模造で、何人も其の真偽を判するに苦む程精巧である。着色の如きは、最も意を注げるところで、自然に摩滅するとともに、決して剥落する様の事はない。其の原型の形態を他の材に移すには、彼が独創の比例法を用ゐ、今日西欧にて行ふ法と多く異らざりしは其の労を多とせねばならぬのである。奈良伝来の古刻器物の模写などが、今日博物館乃至其の以外に多く存するが、杜園氏の作は其の大半を占むるので、現代の芸術界に貢献するところは実に偉大である。

右にいう明治三十六年段階での西洋の比例法といえ

ば、明治九年（一八七六）創設の工部美術学校に招聘され、洋風彫塑を移植した、イタリアのヴィンチェンツォ・ラギーザの伝えた比例（三本）コンパスの技法であったと思われる。この技法は、その後明治三十年頃から米原雲海が着手した「ジェンナー像」の制作に際して、原型を四倍の木彫に拡大する時に活用されたが、木彫制作に洋風の技法が用いられたのはわが国初のことである。これが明治三十七年（一九〇四）に鑄造され、東京国立博物館構内のブロンズ像となっているのは多く知られるところである。石川光明のいう杜園独創の比例法というのは、そうした西洋技法の比例（三本）コンパスに類似したものと思われるが、この問題に関しても模造制作工程で杜園は触れていないため、これもまた今後の課題となる。ただ、右の光明の言は、杜園が義子和蔵（杏園）の育成を託し、直接・間接に交わりを重ねた石川光明のものだけに、模造制作を促進した杜園の活動を考える場合、今後共に留意しておく必要がある。史料から派生するこれらいく

つかの課題は残るが、むしろこれは、杜園とその周辺についての新たな問題提起といえようか。

こうした狛犬（獅子）模造の経緯や工程、あるいは推移に関する諸点を記した杜園の史料は、その制作に従事した覚え書きに近いものであり、その工程を含めた記録の流れは模造に関わった二年余りの間、断続的に収録されている。しかも、①②③の史料は、元来個別のものであるため三年分に分割されており、その間には模造の日程や工程を含めて重複する内容も認められる。しかし、ここでは敢えて重複する部分をそのまま含め、①②③の史料のうちから狛犬（獅子）模造に関する部分のみを抽出し、その推移を一本化する方向で翻刻、紹介することとしたい。もとより、これらの史料の内容は必ずしも整理されているわけではない。しかし、二年余りの間この模造制作について丹念に記録を継続させているのは、杜園にとっても生涯心に残る大きな仕事になっていた故であったと思われる。それだけに、この狛犬（獅子）模造に関する史料は、杜

園の活動やそれに関わる問題を検討する上での一助となろう。

ところで、右の①から③の史料のうち、②の「東大寺狛犬模造此内ニアリ」で始まる模造関係史料については、すでに藤田祥光氏の手になる写本が存在する²⁰。これには現今すでに欠落し、亡失している貼り書き部分の一部なども収録されており、その意味では価値ある写本になっている。ただ反面、杜園が模造制作に従事した工程の一部などが割愛されているため、利用に際しては留意しておく必要もあるう。

なお、ここに紹介する史料は今は亡き玉林一雄家の所蔵にかかる。往時の調査以来、長年にわたり杜園に関わる資料の利用を許されてきた御厚情に、改めて深甚なる感謝の意を表する次第である。

註

1 例えば、拙稿「森川杜園における「三職」の意義」(『堺女子短期大学紀要』第一八号)、および拙稿「近代日本彫刻史上の森川杜園(上)(下)」(『日本美術工芸』四六一・四六二号)参照。

2 拙稿「森川杜園の芸術における国学的展開」(『史泉』第五一号)、および拙稿「森川杜園の鹿彫について―慶應二年春日若宮奉納白鹿像をめぐる問題―」(『ミューゼウム』第三二六号)参照。

3 稲田奈津子氏の一連の成果は次のとおりである。
「墨絵弾弓の模写・模造・文様―森川杜園『正倉院御物写』の世界―」(『東京大学史料編纂所附属画像史料解析センター通信』四二)、
「宝物と模造をつなぐもの―墨絵弾弓再考―森川杜園『正倉院御物写』の世界(2)―」(『東京大学史料編纂所附属画像史料解析センター通信』四三)、
「宝物と模造をつなぐもの―檜和琴と白石火舎―森川杜園『正倉院御物写』の世界(3)―」(『東京大学史料編纂所附属画像史料解析センター通信』四四)、
「杜園と模写をめぐる人々―森川杜園『正倉院御物写』の世界(4)―」(『東京大学史料編纂所附属画像史料解析センター通信』四五)、
「森川杜園『正倉院御物写』と日名子文書」(『正倉院文書研究』一一)、東京大学大学院工学系研究科建築

- 学専攻・東京大学史料編纂所附属画像史料解析センター刊『森川杜園『正倉院御物写』の世界』。
- 4 明治六年（一八七三）東大寺真言院で開催された展覧会についての詳細は明らかでないが、同年三月の『日新新聞』第廿四号には「東大寺山内 有志中」の「広白」として、「今般東大寺大仏殿華供養等ノ挙ヲナスニ付テ山内有志申合、同境真言院ニ於テ展覧会ヲ施シ、山内ノ珍奇物ハ勿論当国諸寺院有名ノ奇物、諸家ノ奇品ヲ罔羅シテ一堂中ニ排列シ、天造人為ノ尤物ヲ一矚ニ縦覧セシム、江湖ノ君子引杖アランコトヲ希望ス」との内容も掲載されている。なお、『日新新聞』は、奈良県立同和問題関係史料センター編『奈良県同和問題関係史料』第五集に翻刻、収録されている。
- 5 これについては、例えば拙稿「森川杜園研究の一課題―明治期の彫芸と「諸君子知己銘所記」―」（『堺女子短期大学紀要』第三三三号）参照。
- 6 龍松院公延（清水谷公延）については、筒井寛秀『龍松院家の人々』参照。
- 7 例えば、註3稲田奈津子編著『森川杜園『正倉院御物写』の世界』参照。
- 8 註5拙稿「森川杜園研究の一課題―明治期の彫芸と「諸君子知己銘所記」―」参照。
- 9 註1拙稿「森川杜園における「三職」の意義」参照。
- 10 これについては、森川杜園の明治五年『三職分并入金銭記』に、「奈良縣御用 来明治六酉年五月二外国いたりや国ニ而博覧会」「五月七日 御縣へ相納」として尉姥、狸々置物、翁、高砂、邯鄲、実盛、道成寺、花子、足界、融、打毬楽、呉服、さる引（鞆猿）、末広、子盗人、狸々、清水、安宅、の十八件をあげている。「いたりや国」は杜園の誤記である。また、東京国立文化財研究所編『明治期万国博覧会美術品出品目録』所載の「ウイーン万国博覧会」出品目録にも、森川杜園の奈良人形（木彫・能人形）として尉姥・狸々、翁、道成寺、花子、高砂、邯鄲、星界、實盛、融、打毬、梟、呉服、鞆猿、末広、子盗人、狸々、清水、安宅の十八件が記録されているが、杜園自筆のものとは若干標記に異なりがある。
- 11 例えば、米崎清美『蜷川式胤「奈良の筋道」二二〇ページ参照。なお、明治五年八月に行われた正倉院宝物調査に杜園が参加したことは、調査時岸光景の描いた扇面（蜷川家蔵）に、「劔写 萌黄毛氈上ニテ浅黄紋付羽織着用」と記された杜園の姿が見えることから知られている。この扇面については、例えば大阪市立博物館編、図録『工芸家たちの明治維新』などを参照。

- 12・13 例えば、註3稲田奈津子編著『森川杜園』正倉院御物写』の世界』参照。
- 14 古器旧物保存方は、「古器旧物ノ類ハ古今時勢ノ變遷制度風俗ノ沿革ヲ考証シ候為メ其裨益不少候處、自然厭旧競新候流弊ヨリ追々遺失毀壞ニ及候テハ實ニ可愛惜事ニ候條、各地方ニ於テ歴世藏貯致居候古器旧物類別紙品目ノ通、最大ヲ不論厚ク保全可致事」として、その保全対象となる三十一部門を列記したものであるが、全容については、例えば東京国立博物館編『東京国立博物館百年史』資料編、六〇六ページ参照。
- 15 奈良博覧会については、高橋隆博「明治八・九年の『奈良博覧会』陳列目録について(上)(下)」(『史泉』第五六・五七号)、山上豊「正倉院「宝物」の「御物」化の過程に関する研究ノート」(中塚明編『古都論—日本史上の奈良—』所収)参照。
- 16 『東大寺造立供養記』(続群書類従完成会編『群書類従』二四、釈家部、所収)。
- 17 東大寺南大門の石造狛犬(獅子)については、例えば奈良市史編集審議会編『奈良市史』工芸編、二〇八〜二〇九ページ。『奈良六大寺大観』第十一卷(東大寺・三)などを参照。
- 18 東大寺南大門狛犬の西側の模造を東京の博物館に運送する際に用いた杜園による表書きの写しも、杜園の「諸君子知己銘所記」に「明治十一年十一月廿九日発」として記録されている。これについては、註5拙稿「森川杜園研究の一課題—明治期の彫芸と「諸君子知己銘所記」—」参照。
- 19 「石川教授の森川杜園談」(『東京美術学校校友会月報』第一卷一〇号)。
- 20 奈良県立図書館情報館、「藤田文庫」所蔵。なお、この記録の一部については、同「藤田文庫」に含まれる藤田祥光『森川杜園事跡考』にも収録されている。
- (付記)
森川杜園の手になる東大寺南大門狛犬の模造を所蔵する東京国立博物館には、往時の調査以来重ねてお世話になった。また、東大寺図書館など関連機関にもお世話になった。厚く御礼申し上げる次第である。

凡例

- 一、この史料は、森川杜園自筆の明治九年の『三職分并入金銭記』、および明治九年から十年に至る「東大寺狛犬模造」記録、明治十一年の『三職業記』の三史料のなかから東大寺南大門の狛犬模造についての記録を抽出し、一本化する方向で纏めたものである。
- 一、各資料の内容には性格上重複する部分も認められるが、ここでは、敢えてそのままの形で収録している。
- 一、翻刻にあたっては、可能な限り原本の体裁を維持することにとめたが、句読点などは適宜必要と思われる範囲で用いている。
- 一、史料のなかで杜園が用いた○印や△印などについては、出来る限りそのまま表記した。また、誤解を避けるため、最寄りの箇所にも再度「筆者註」の要領で明記している。

(表紙)

明治九年丙子年一月一日

三職分并入金銭記

明治十丁丑年トモ二ケ年分此内ニアリ

博物局

町田久成殿

年限之御用

但岸氏奈良

博覧会出張中

諸方同君へ申来ル

明治九丑年

一、七月廿九日方取掛ル

東大寺南門石狛犬模造

同年十一月十日迄之内

八十三ヶ日ニテ東方臺而已

木地写出来上リ

一、明治十丑年一月十七日町田殿事

行幸ニ付奈良へ出張、同伴ニハ

古川、菅、多田、都合四人也

此時十五日 金三十円

此分子年入ニス ㊦廿一バン

前狛犬臺之分トシテ受取申候也

此續キ明治十年ノ入ニス

猶クワシク手長ニ有

是方奥

明治十丑年 十丑年分

(貼書)

博物館御用

十月十日

一、金十円

東方上ノ
犬斗之料

右ハ十月十日柏木氏、多田氏、

前田氏出張、天貝町角屋定七

宿ニテ受取之事

又二円八十五銭

右犬運送

等ニ付小入用

メ十二円八十五銭

調刻方入落

手長ニくわし

博物館御用

手長ニくわし

十二月

一、十円

西方狛犬模造料之内入

㊦十九 正二入手

但西方ノ狛犬写し料

十月廿五日

四十円会社へ預ケ之内

右十円かり戻し候也

諸三十円預ケ有候也

メ但西方獅子ニ掛ル

日付左ニ

明治十丑年十一月十五日方

始ル、十二月廿八日迄出勤

廿二ケ日

是方十一寅年一月二十ナリ

(表紙)

東大寺狛犬模造 此内ニアリ 明治九子年方 同十丑年ニ至ル 行幸此内ニアリ 表

東京御用 東大寺南大門狛犬模造

日数手扣 明治九子年

(筆者註：○印、△印は杜園の筆書き、
原本のとおり。☆印は「植村」の押
印を示す)

- 七月廿九日☆○宅ニテ木取 卅日 上同☆○
- 卅一日☆○形ニカ、ル
- 八月一日☆○上同 二日☆○ 三日☆△
- 四日☆○ 五日☆○
- 六日☆○ 七日☆○ 八日☆○ 九日☆○
- 十日☆○
- 十一日☆○ 十二日☆○ 十三日☆△
- 同月十六日☆○此日ヌリ南大門出張
- 廿日☆○上同 廿一日☆○ 廿二日☆○
- 廿三日☆○
- 廿四日☆○ 廿五日☆○ 廿七日☆○
- 廿八日☆○
- 廿九日☆○ 三十日☆○
- 九月一日☆○ 二日☆○ 三日☆○
- 四日☆○
- 五日☆○ 六日☆○ 八日☆○
- 九日☆○ 十日☆○
- 十一日☆○ 十二日☆○ 十三日☆○
- 十四日☆○ 十五日☆○

十六日☆○模写ニ付午後三時方行

十八日☆○ 十九日☆○ 廿一日☆○

廿二日☆○ 廿三日☆○ 廿四日☆○

廿五日☆○

廿九日☆○ 卅日☆○

十月一日☆○ 二日☆○(急所用ニて午後二時方帰ル)

三日☆○ 四日☆○ 六日☆○ 八日☆○

九日☆○ 十一日☆○ 十二日☆○

十五日☆○

十六日☆○ 十七日☆○ 十八日☆○

十九日☆○

是ニテ都合六十四ケ日

爰ニテ東京へ日数書出し之事

植村様へ奥印願之事

十月廿一日○ 廿二日○ 廿三日○

廿五日○此日ヨリ酒屋ニテ飯 廿六日○

廿七日○

廿八日○ 廿九日○ 卅日○

十一月一日○ 二日○ 三日○

四日○ 五日○ 六日○

七日○ 八日○ 九日○

十日○ 十九日^①此印へ續ク

九子年本長へ入済

十一月十一日朝東京方模造見合之

御状来ル、 此次奥ニアリ

内務省

町田殿 ^②

一、昨明治九子年大仏南大門狛犬

模造之事、臺而已終り有之候処、且

上ノ犬猶も造候様被仰付、取掛ル

此分代金十円ニ而受込

此分明治十一年ノ入ニス

昨年分臺方ハ三十円受取

済ニ有之候事

此分明治九年ノ入ニス

明治十五年

一、九月廿二日○ 廿六日○

東方獅子日付也 廿七日○ 廿九日○

一、十月一日○ 三日○

六日○ 八日○

九日○ 十日△

此次日付、奥ニアリ

此処ニテ柏木、多田、前田、東京方来り天貝町

角屋宿ニテ十円受取候也、尤先受取也、外ニ猶

次ニ記ス 此十円東方獅子ノ料也

右三人方被仰付候事ニハ、狛犬西方も

調進八分ノ一ニ模造スヘシ、此度ハ改而

本局方被仰付候事、よつて改テ

朝廷之御物と可相成事ニ被仰付、弥

難有事也、夫ニ先金被下、左ニ記ス

証

一、金八十円也 東大寺南大門コマ犬一對

八分ノ一模造料

右正ニ奉受取候 已上

明治十年十月十日

博物局

御中

大和国奈良中新屋町

森川杜園 ○

右ハ八十円と認候内三十円ハ前ニ受取

有之候事也、改而西方トモ四十円ツ、都合

八十円受取認候ハ本局当ニテ受取

之事ゆへ之事也、皆済後之受取書也、

前三十円ノ受取書ハ多田氏東京へ

歸り候上反古之約也

証

一、金 七十五銭 コマ犬模造ニ付

東西足場掛落

人足チン

一、同 六十銭 コマ犬壹對東京出し

仮箱代

一、同 壹円五十銭 右コマ犬壹對東京

まで運送チン

都合金二円八十五銭

右正ニ奉受取候 已上

同断 ○

同断

同当

証

一、金 八円也

御物臈纈屏風十枚

鴨毛屏風續六枚

写図料

一、同 六十銭

天匂状紙三帖

トサ引手間とも

都合八円六十銭

...

...

右三通受取書相認之事也

差引後

金六十一円四十五銭

此金高ハ東方ノ獅子斗分ニテ

屏風写しと西方犬一臺之外

小入用之高也

明治十年十月一日ニ受取候也

右之内四十円、同十月廿五日ニ

奈良会社へ預ケ候事也

是ニテ人足ちん、箱代、東京迄

運賃等、右之内ハ差出し可申事

前之續、コマ犬模造日数左ニ

(筆者註：○印は杜園の筆書き、原本のと

おり)

明治十丑年

一、十月十四日○ 十五日○

十六日○ 十七日○

十八日○ 廿日○

廿一日○ 爰ニテ木地彫済

宅へ持帰り獅子臺へ

取付下ぬり等

廿五日○ 廿六日○

廿七日○ 廿八日○

是方南大門へ出張着色也

十一月二日○ 四日○

六日○ 七日○

爰ニテ都テ出来上り

先東方獅子壺臺出来上り

續て西方へ取掛り

東方出来ニ付十一月十二日橋本町

陸運会社へ向出し候事也

右箱代、二重箱、杉ニテ仕立

代金

右運賃目方一貫二百八十目

代金壹円八錢四厘

但東街道中ニ營繕所有之

よしニテ賃せん増し取候事

扱西方へ取掛り、次ニアリ

(筆者註：○印は杜園の筆書き、原本のとお

り)

コマ犬西方

十一月十五日○ 西方へ取掛り始ル但

此度ハ獅子身作より

始ムル事

十七日○ 十八日○ 十九日○

廿日○ 廿一日○ 廿二日○

廿三日○ 廿四日○

十二月十一日○ 十二日○ 十三日○

十八日○ 十九日○ 廿日○

廿一日○ 廿二日○ 廿四日○

廿五日○ 廿六日○ 廿七日○

廿八日○ 爰ニテ会社預ケ四十円

之内、

十円取かへし候也

丑十年本文へ写し

明治十一寅年二ナル

(貼書)

狛犬差出し二付入費方
 差出し候扣 明治十一年
 十二月十日書状差出し

一、足場人足ちん 出入なし
 箱代二ツ
 代 六十錢御下ケ之処にて

明治十一年 東方 明治十年冬出し候分
 西方 三十五錢

狛犬 西方 同十一年冬二出し候分
 十一月 四十錢

廿九日 差引十五錢不足と申出ス
 出し 〆七十五錢
 一、通運ちん

代 壹円五十錢御下ケ之処
 東方 十年出し候分
 壹円八錢
 西方 十一年出し候分

九十七錢
 〆二円五錢
 差引五十五錢不足と申出ス
 〆七十錢不足申上ル

(表紙)

明治十一戊寅年一月より
 三職業記
 朝廷ヨリ御用御詔物且東大寺狛犬仕上り
 且東京勸業博覧会ニ付御賞褒等此年ニ御下
 ケ之事也
 (十一年十一月中之事)

一月一日
 東京内務省
 博物館 御用

一、東大寺南大門狛犬模造
 西方調進日数左ニ
 去ル丑年十一月十五日ヨリ西方へ

取掛り同十二月廿八日迄之内
廿二ヶ日出張此認左二

一、明治十一戊寅年

(筆者註：○印などは杜園の筆書き、原本のとおり)

一月五日○臺座寸法二かゝる 六日○

八日○

・ 十七日○ 十八日○此日方初文様二かゝる東西 十九日○

廿日○

廿二日○

廿三日○

廿四日○

廿六日○

廿七日○

廿八日○

廿九日○

二月四日○ 六日○此日午後方南面へ廻ル

七日○

十二日○

十三日○

十四日○

十五日○

十六日○

廿三日○午後方

西面へ廻ル

廿五日○

廿六日○

廿七日○

三月一日○ 二日○ 三日○

四日○ 五日○ 八日○午後方北面へ廻ル

面へ廻ル

九日○ 十日○此日限り博覧会ニ付休

九月九日○ 十日○ 十三日○

十四日○ 十六日○ 廿六日○北面終ル

廿八日○^(不明)残り獅子取付等

廿九日○ 卅日△

十月二日○宅ニテ獅子臺取付 三日○

四日○

ヌリ地拵等

十一月二日○是方着色ニ出張

三日○ 六日○

七日○ 八日○ 九日○

十日○此日ニテ仕立終ル

惣都日数七十四ヶ日半也

右調刻仕上りニ付

給料入之義

森川杜園の東大寺南大門狛犬模造について

金銭入之口取処ニ
くわしくあり

○十円 九月十五日ニ入

○廿円 十一月廿七日入